第４節　地域コミュニティを守る国の動き

■特定地域づくり事業推進法について

人口減少が進む地域において運転者や事務局職員を確保する方途として大いに可能性を秘めているのが、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（2019 年年 11 月 21 日成立、12 月４日公布。以下、「特定地域づくり事業推進法」と呼ぶ。）である。

農山漁村では、農業、漁業、酒蔵などいわゆる「季節労働」的な仕事について、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することができていないといった状況が生じており、これが人口流出の要因やＵ・Ｉ・Ｊターンの障害になっている。

このような課題について、①地域全体で複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、②地域の事業者が「特定地域づくり事業協同組合」を設立して職員を雇用した上で、③組合員（事業者）に派遣する。④派遣職員人件費は、利用した組合員（事業者）による利用料と市町村による補助金で１/２ずつ賄う。⑤さらにこの市町村負担分の１/２（すなわち、人件費全体の１/４）は国の交付金で賄われ、残りの１/２（すなわち、人件費全体の１/４）の半分（すなわち、人件費全体の１/８）は特別交付税措置される。つまり、市町村独自の実施的な負担は、人件費全体の１/８で済む。

こうした仕組みを創設し、地域の担い手確保の取り組みを推進するというのが、特定地域づくり事業推進法の目的である。

たとえば、事業協同組合が若者を雇用し、４月は農業、５～10 月は飲食業、11～３月は酒造業に派遣する。さらに、年間を通じて、これらの仕事をこなしながら、１日２時間ほど、コミュニティバスの運転手をしてもらう。それにより、各事業者は人手不足を穴埋めできるが、負担する派遣利用料金は、行政の補助もあり、高くはない。また、若者自身は季節ごとのバラバラな仕事ながらも、雇用は安定しており、たとえば、月額 23 万円程度の給与を得て、その地域に定住し続ける。特定地域づくり事業推進法を活用することで、こうしたことが可能になるのである。

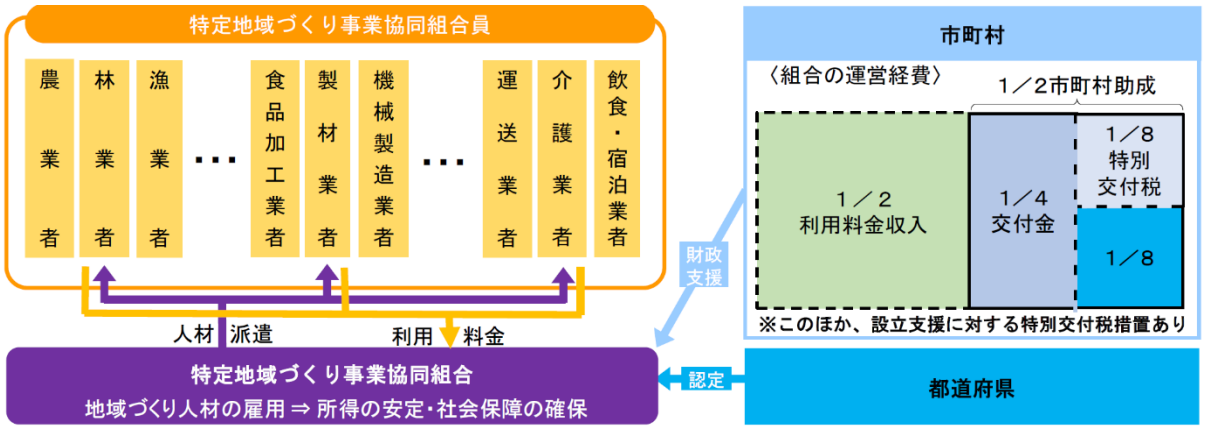

出典：「新しい農村政策のあり方に関する研究会」第８回資料

この法律を活用する上での課題は、①派遣事業者の確保、②マンパワー（派遣職員）の確保、③事務負担、④地域内合意形成等である。

このうち、おそらく最も困難な課題は④である。というのも、上記条件を考えると、「自分たちも組合員に加えて欲しい」という事業者が少なからず生じうるからである。しかし、派遣職員の人件費の１/２は税金から支出されるのであり、市町村の実質的負担は１/８にとどまるとは言え、その交付対象があまりに広範になってしまえば、市町村の負担は過度なものになってしまう。それゆえ、特定地域づくり協同組合を構成する組合員（事業者）を限定する必要があるが、その合意形成は容易ではない。

そうした中で移動サービスの担い手確保のためにこの法律を活用しようとするならば、各種行政計画への移動サービスの必要性の明記が欠かせない。最も優先順位の高い地域課題の一つとして移動サービスをしっかりと公的に位置づけられるかどうかが、重要なポイントとなる。

■中山間地域・農山村における持続可能な地域づくりを促進する施策

（１）中山間地域等直接支払制度

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び自治体による支援を行う制度として、2010（平成 22）年度から実施されている。

2020（令和 2）年度に新規に創設された「集落機能強化加算」では、集落協定（※）を対象として、１団体あたり上限 200 万円が５年間交付される。コミュニティサロンの開設や、高齢者の見回り、送迎、買い物支援などを開始する団体も対象となる。

●中山間地等直接支払制度パンフレットより「集落機能強化加算（新設）」

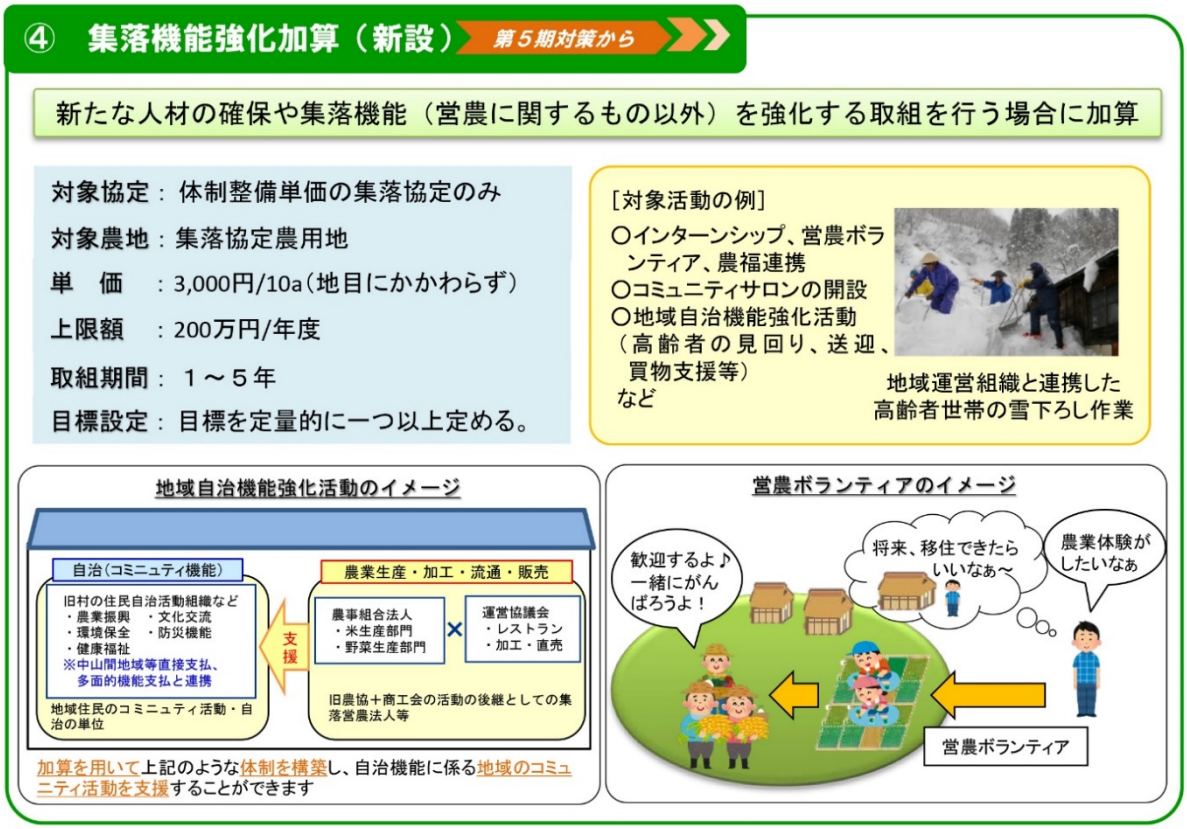

農家組合をはじめ、自治会、社会福祉協議会、NPO と集落協定組織が連携して行うことも想定されており、車両を購入した事例もある。

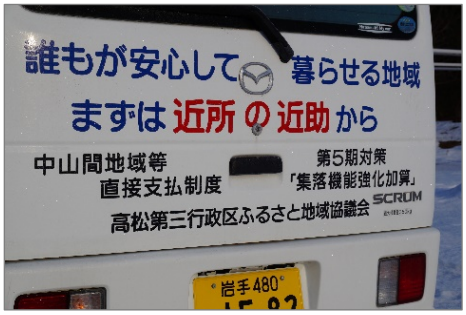

提供「ふるさと高松げんき村」

●ふるさと高松げんき村の取り組みイメージ

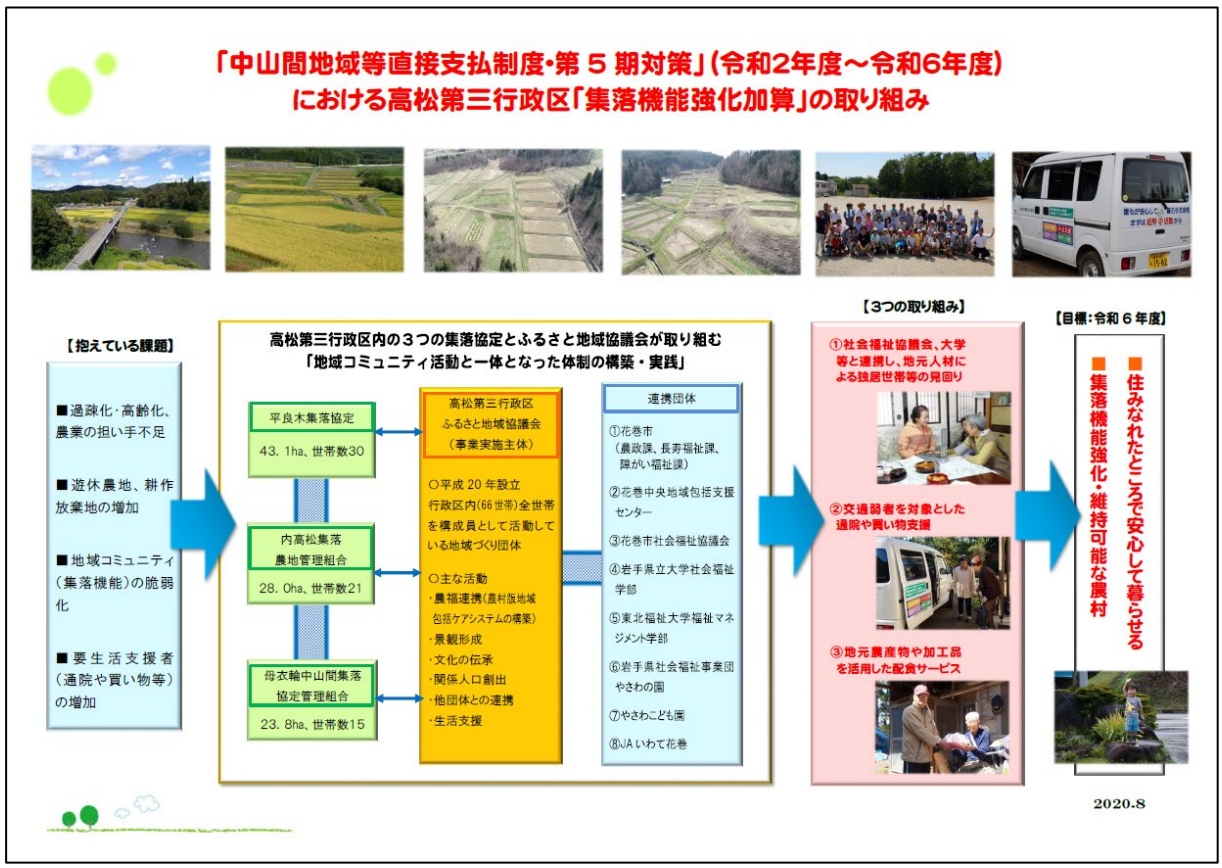

提供：ふるさと高松げんき村

※集落協定とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。2019（令和元）年度時点で全国に約 25,500 の集落協定があり、全国の 9 割以上の市町村に集落協定を結んでいる地域がある。

●中山間地域等直接支払制度の仕組み

中山間地域等直接支払制度とは①

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

１．制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

（１）対象地域

①　「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」**「棚田地域振興法」**等※によって指定された地域

↑　第5期対策より追加　次頁参照

②　①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

※「等」は「東日本大震災復興特別区域法」

（２）対象農用地

①　急傾斜地（田：１/20以上、畑・草地・採草放牧地：15°以上）
②　緩傾斜地（田：１/100以上１/20未満、畑・草地・採草放牧地：８°以上15°未満）
③　小区画・不整形な田
④　高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
⑤　積算気温が低く、草地比率の高い草地
⑥　①～⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注１　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域）内に存する一団の農用地を対象
注２　②及び④の緩傾斜地等は市町村長が特に必要と認めるものを対象

２．対象者

集落等を単位とする協定を締結し、５年間農業生産活動等を継続する農業者等

３．交付単価

地　目	区　　分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（８°以上）	3,500

地　目	区　　分	交付単価（円/10a）
草　地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（８°以上）	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
	緩傾斜（８°以上）	300

注）小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

４．交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。
（使途は、予め協定に定めておく必要があります。）

＜交付単価について＞

協定に定める活動内容が、「農業生産活動等を継続するための活動」のみの場合は交付単価の８割、それに加えて「体制整備のための前向きな活動」を行う場合（＝集落戦略を作成する場合）は交付単価の 10 割を交付される。

※集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話合いを行いながら作成する集落全体の指針にあたるもの。

（２）農山漁村地域づくりホットライン

「新しい農村政策の在り方検討会」での議論を踏まえて開設されたもの。農水省の所管事項に限らず、お困りごとを相談できる。ホットラインは農林水産本省、地方農政局の農村振興局農村計画課および、各県拠点に設置。

●農林水産省ホームページより

農林水産省では、食料・農業・農村基本計画に基づき「しごと」、「くらし」、「活力」の３つの柱からなる農村の振興を進めるため、農村の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図ることとしています。

このため、農山漁村の現場で地域づくりに取り組む団体や市町村等の皆様からの相談を受け付け、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設しました。

<ホットラインでの主な支援内容>

（ア）農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いし、相談者に寄り添い、ともに考えます

（イ）相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します

（ウ）参考となる全国各地の取組事例をご紹介します

<相談内容のイメージ>

「しごと」に関するご相談

（ア）中山間地域等の特性を活かした営農の実現

（イ）地域資源を活用した所得と雇用機会の創出（農山漁村発イノベーション）

例：農村ｘ生物多様性、農村ｘ観光などによる地域資源の高付加価値化　など

「くらし」に関するご相談

（ア）地域の将来像についての話し合いやコミュニティ形成の場づくり

（イ）地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラ等の確保

例：情報通信環境や地域内交通の確保　など

「活力」に関するご相談

（ア）地域を持続的に支える体制づくり

（イ）関係人口の創出・拡大等を通じた地域を支える人材づくり

（ウ）「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用した若者等の活躍の場づくり　など

■「小さな拠点」整備事業

「小さな拠点」に明確な定義はないものの、中山間地域等の集落生活圏（複数の集落を含む生活圏）において、必要な生活サービスを受け続けられる環境を維持するために、地域住民が、自治体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能を集約・確保したり、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保したりする取り組みを指している。旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリアを指すことも多い。

「小さな拠点」に対しては、内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省等のほか、各都道府県も、人的・財政的な支援メニューを用意している。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/

また、多くの「小さな拠点」は「地域運営組織」（地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織）が関わって運営されている。

「小さな拠点」については、第２期「まち・ひと・しごと総合戦略」（2019 年 12 月 20 日閣議決定）において、2024（令和 6）年までに、小さな拠点の形成数を 1,800 カ所、うち地域運営組織 が形成されている比率を 90%（2019 年度：86%）とすることを目指すこととされており、地域運営組織の形成数については、2024 年までに 7,000 を目指すこととされている。いずれも、年々増えている。

＜小さな拠点／2020 年 5 月＞
形　成　数：2017（市町村版総合戦略に位置付けあり 1,267、位置付け無し 750）
形成市町村数：533（市町村版総合戦略に位置付けあり 351、位置付け無し 209）
＜地域運営組織／2019 年度＞
4,787 組織（711 市町村）

本書に掲載している長崎県対馬市の「田ノ浜・樫滝線予約制ミニバス運行協議会」も「小さな拠点」の一つであり、都道府県の支援制度を活用して、車両を確保している市町村も複数ある。

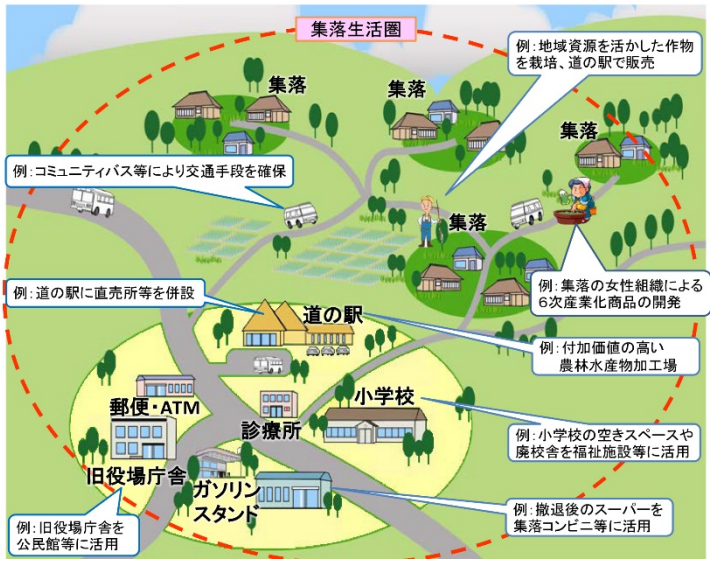

「住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～」より

■超高齢社会に向けた関東信越厚生局・関東経済産業局連携事業

関東信越厚生局と関東経済産業局の連携事業として、両局が所管する関係施策や好事例の情報提供、地域包括ケアシステム構築に向けた、自治体・介護事業者等と民間企業等との連携推進に取り組んでいる。

●関東信越厚生局 NewsRelease より（2019 年 4 月 17 日）

（１）キャラバン隊の結成及び専門家等による情報提供両局の担当者でチームを結成し、地域包括ケアシステムの構築を推進する自治体等を訪問し、地域が抱える課題の解決に資する厚生労働省や経済産業省の関係施策等を紹介するとともに、専門家の活用等により、自治体の取組を支援していきます。

（２）地方自治体と民間企業とのネットワーキング 地域包括ケアシステムの構築に向けて課題を抱える自治体・介護事業者等に 対し、介護サービスの高度化・生産性の向上にソリューションを持つヘルス ケア関連ベンチャー等によるマッチングイベントを両局共催で開催します。

（３）地域の社会課題解決を図るモデル事業の検討 民間企業等の力を活用して、認知症対策をはじめ、地域包括ケアシステムの構築において先進的な取組を進める自治体と連携し、地域の課題解決や地域経済の活性化に資するモデル的な取組の創出を支援します。

●『民間デジタル技術等を活用した移動支援の事例』

令和２年度第２回地域包括ケア事例研究会「関東経済産業局発表資料」より

事例（高齢の交通弱者の移動支援「福祉Mover」）
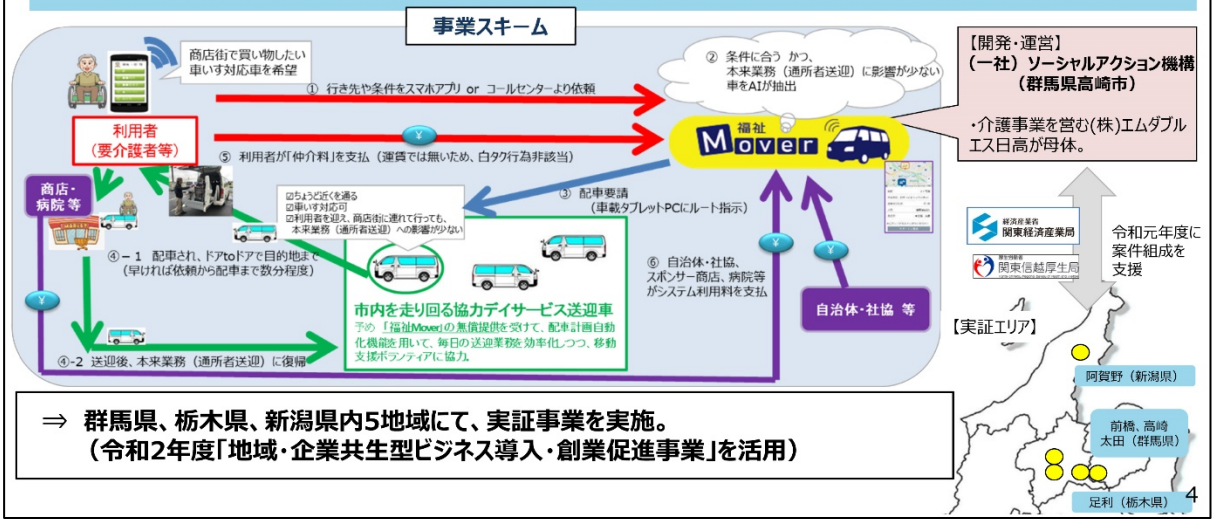
- 高齢化、交通インフラ弱体化が進むなか、要介護等の高齢者の生活支援は喫緊の地域課題。
- 「福祉Mover」は、街中を走りまわるデイサービスの送迎福祉車両の空席と、移動したいが自家用車が使えない高齢者等を、リアルタイムでマッチングする ＡＩ配車計画プラットフォーム。
- デジタルテクノロジーとシェアリングエコノミーを活用し、行政コストを抑えつつ、好きな時間に、行きたい場所へ、ドアtoドアで外出可能な、高齢者向けの新たな地域交通インフラが実現。
- 籠もりがちな高齢者の社会参加促進により、ＱＯＬ向上、介護・重症化予防、地域経済活性化に期待。